平成２２年（フ）第５７７号
静岡県浜松市北区東三方町30番地の11
破産者　鈴木　将稔
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
静岡県浜松市東区中野町451番地　グランストーク403、住民票上の住所静岡県浜松市西区篠原町21247番地の２
破産者　鈴木　瑞堅
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
愛知県田原市光崎１丁目10番地５
破産者　長田　大輔
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８２号
滋賀県米原市樋口150番地25
破産者　米澤　春勇
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
奈良県桜井市大字川合231番地の２
破産者　浦田みゆき
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
奈良市紀寺町866番地　高畑マンション202号
破産者　冨本　隆司（旧姓森田）
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９号
福岡県久留米市日吉町28番地15
破産者　光橋　耕二
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５１６号
熊本市帯山５丁目２番６―103号
破産者　石村　孝二
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８００号
大分県別府市野田２、住民票上の住所熊本県天草市志柿町1247番地11
破産者　吉野　　晃
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１８号
熊本市黒髪４丁目389番地
破産者　本田　託也
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２２号
三重県名張市桔梗が丘４番町７街区40番地、破産手続開始決定時の住所三重県名張市つつじが丘南１番町39番地６
破産者　岡本　　明
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市南本町３番９号
破産者　長田　誠己
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1115番地
破産者　南　　賢藏
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
大分県佐伯市本匠大字波寄2716番地
破産者　菅　久喜榮
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
北海道小樽市清水町６番６号　コーポ荒井Ｉ201号室、前住所北海道釧路市星が浦大通２丁目９番13号　コスモス103号室
破産者　田中　　隆
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４４９号
函館市上湯川町11番10―101号
破産者　四戸キサ子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８６号
仙台市宮城野区田子１丁目８番23号
破産者　池亀　弘直
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
静岡市葵区南沼上３丁目９番43号、旧住所静岡市葵区安東３丁目２番36号
破産者　堀　紳一郎
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部